

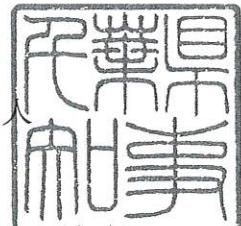
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏名 株式会社 共栄サービス  
代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊



許可の年月日 令和4年3月2日

許可の有効年月日 令和9年2月2日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品廃棄物を含む）, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）, ス ガラスくず, ハ コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）, セ 鉱さい, ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, タ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし。

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年2月3日 更新許可

令和4年3月2日 更新・変更許可（5品目の追加、限定の解除）

## 4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

再複写無効  
確認印の無いものについては  
当社が発行した許可証(写し)では

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

確認印

株式会社共栄サービス